

令和4年石巻市議会第2回定例会提出議案一覧

1 条例議案（7件）

（1）第89号議案 石巻市総合交通戦略審議会条例の一部を改正する条例

<改正理由>

本市の公共交通に関する会議体については、「石巻市総合交通戦略審議会」及び「石巻市地域公共交通会議」の2つがありますが、この会議の在り方について、本年3月31日付けで国土交通省から『令和3年の地方からの提案等に関する対応方針』を踏まえた協議会制度の運用等について」の通知があり、簡易な手続による開催や協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨が示されたことから、両会議体を一本化し、石巻市総合交通計画に基づく地域公共交通施策を円滑に推進する体制を構築するため、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

題名

「石巻市総合交通戦略審議会条例」を「石巻市地域公共交通活性化協議会条例」に改めるものです。

第1条

設置根拠となる法令について、これまでの「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に加え、「道路運送法施行規則」の規定を追加するものです。

第2条

所掌事務に石巻市地域公共交通会議の事務を追加するものです。

第3条

会議の名称を「審議会」から「協議会」に改めるものです。

第5条

市長が指名することとしていた会長及び会長が指名することとしていた職務代理者について、委員の互選による選出に改めるほか、条文の整理を行うものです。

第6条

会議の名称を「審議会」から「協議会」に改めるほか、代理出席の規定を削るものです。

附則

施行期日、経過措置及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について規定するものです。

<公布の日から施行>

(2) 第90号議案 石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

株式会社山大教職員等研修基金は、昭和54年及び昭和55年に株式会社山大産業からいただいた寄附金（1,500万円）を原資に果実運用型基金として設置し、昭和60年度から平成12年度まで教職員等の海外研修事業に助成を行ってきましたが、平成13年度以降は金利の低迷により、基金の運用益を活用した研修事業を行うことができない状況であったことから、基金を有効活用し教職員の研修環境を充実させるため、本条例の一部を改正するものです。

＜改正内容＞

第1条

これまでの「運用から生ずる収益金」のみの活用を見直すとともに、海外に限定されている研修場所を国内研修でも活用できるよう範囲を拡大するものです。

第2条及び第3条

元金を取り崩して事業へ充てることを可能にするため、条文を整理するものです。

第4条、第5条及び第6条

第3条までの改正に伴う文言整理を行い、条文を整理するものです。

附則

施行期日を規定するものです。

＜公布の日から施行＞

(3) 第91号議案 石巻市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

令和3年12月1日付けで国の東日本大震災復興交付金制度要綱の一部が改正されたことに伴い、復興交付金事業の計画期間が令和4年度までに変更され、復興庁との調整の結果、本市の事業に係る期間延伸の手続が整ったため、本条例の一部を改正するものです。

＜改正内容＞

附則第2項

本条例の失効期日を「令和4年12月31日」から「令和6年3月31日」に改めるものです。

附則

施行期日を規定するものです。

＜公布の日から施行＞

(4) 第92号議案 石巻市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例

<改正理由>

類似目的の基金である「石巻市公共施設等整備基金」及び「石巻市学校施設整備基金」について、事務の効率化と基金の適正な運用を図るため、「石巻市学校施設整備基金」を廃止し、「石巻市公共施設等整備基金」に整理統合することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

第5条

基金の処分について、国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分手続に伴い積み立てた額については、学校施設整備の財源にのみ充当することができる旨の規定を追加するものです。

附則

施行期日及び石巻市学校施設整備基金条例の廃止について規定するものです。

<公布の日から施行>

(5) 第93号議案 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例

<改正理由>

本年3月16日に発生した福島県沖地震の影響により、「向永井老人憩の家」が木造建築物の応急危険度判定調査において危険と判定され、使用できない状態となったことから、地元自治会と協議を行い、新たな集会施設を地元自治会が建設し、危険な状態にある当該施設を早急に解体することで協議が調ったことから、当該施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

別表第1

「石巻市向永井老人憩の家」の項を削るものです。

附則

施行期日を規定するものです。

<公布の日から施行>

(6) 第94号議案 石巻市営住宅条例の一部を改正する条例

<改正理由>

国土交通省住宅局長通知により、配偶者からの暴力被害者に対する支援のため、公営住宅において優先入居とする旨の取扱いが示されたことに伴い、本条例にDV被害者を入居資格の特例に加えるほか、「市営雄勝大浜住宅」の払下げを行い用途廃止したことから、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

第6条の2

市営住宅への優先入居が認められるDV被害者の要件として、次の者を対象とする規定を追加するものです。

- ・ 婦人保護施設における保護又は母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- ・ 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者又は行政を始めとするDV被害者支援機関において、「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者

別表第1の1市営住宅の表

「石巻市営雄勝大浜住宅」の項を削るものです。

附則

施行期日を規定するものです。

<公布の日から施行>

(7) 第95号議案 石巻市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の改正に伴い、条文の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

第2条

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条において、第1号が追加されたことから、引用条項を整理するものです。

附則

施行期日を規定するものです。

<公布の日から施行>

2 予算議案（1件）

- (1) 第96号議案 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第3号）

3 条例外議案（11件）

- (1) 第97号議案 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東松島市）
- (2) 第98号議案 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（女川町）

<内 容>

平成22年10月1日に本市が東松島市及び女川町とそれぞれ締結しました「定住自立圏形成に関する協定」について、加速する少子高齢化や、東日本大震災による状況の変化に対応するため、「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定」を締結することについて、「石巻市定住自立圏形成協定の議決に関する条例」に基づき、それぞれ議会の議決を求めるものです。

- (3) 第99号議案 財産の取得について
(消防ポンプ自動車（河南地区分）)

<内 容>

「石巻市消防団消防車両更新計画」に基づき、経年により劣化した消防ポンプ自動車の代替車両として「石巻市消防団河南地区団」の消防ポンプ自動車1台を取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

- ・取得財産 消防ポンプ自動車（河南地区分）
- ・納入場所 石巻市前谷地字黒沢前7番地（河南総合支所）
- ・数量 1台
- ・取得方法 指名競争入札
- ・取得価格 金20,900,000円
- ・取得の相手方 仙台市若林区卸町二丁目8番地の6
トーハツ県南サービス株式会社
代表取締役 平 間 順

(4) 第100号議案 財産の処分について

<内 容>

立地事業者に上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業において造成が完了した産業用地内の土地を売払いすることについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

- ・種 類 土地
- ・地 目 宅地
- ・所 在 地 石巻市明神南18番10及び18番11
- ・面 積 9,568.37平方メートル
- ・売払価格 金198,430,458円
- ・処 分 先 岩手県奥州市水沢工業団地一丁目1番地
東亜リース株式会社
代表取締役 菊 地 浩 一

(5) 第101号議案 工事請負の契約締結について (山崎馬鞍線(中島工区)道路改良(その3)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市中島字和泉沢畑二番ほか2字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金182,160,000円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠 藤 正 樹

(6) 第102号議案 工事請負の契約締結について (河北消防署庁舎建設その他工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市成田字小塚裏畑17番地1ほか
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金507,408,000円
- ・契約の相手方 石巻市双葉町1番10号
豊和建设株式会社
代表取締役 阿 部 勝

(7) 第103号議案 物損事故の和解及び損害賠償額の決定について

<内 容>

本年3月16日に発生した福島県沖地震により、石巻市鮎川浜清崎山の市有林で落石が発生し、隣接する民間事業者所有の汚水処理建屋の一部が損壊した物損事故について、損害賠償として1,359,050円を支払うことで相手方との協議が調ったことから、和解及び損害賠償額を決定することについて、議会の議決を求めるものです。

(8) 第104号議案 公有水面埋立に関する意見について

<内 容>

宮城県が改修を行う慶長使節船ミュージアムにおいて、復元船を解体した後に後継船を陸上設置するための公有水面の埋立に当たり、宮城県知事から意見聴取があったもので、本市としてこれに異議がない旨の答申をするため、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

- ・埋立箇所 石巻市渡波字大森30番2、同31番、字祝田藤ヶ崎1番5に隣接する公有水面
- ・埋立面積 280.94平方メートル

(9) 第105号議案 市道路線の認定について

(10) 第106号議案 市道路線の廃止について

(11) 第107号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	県の事業によるもの ・一般県道石巻女川線の開通に伴うもの (石巻地区)	17路線	9,695.59
	計	17路線	9,695.59
廃止	県の事業によるもの ・一般県道石巻女川線の開通に伴うもの (石巻地区)	26路線	△10,548.04
	計	26路線	△10,548.04
変更	県の事業によるもの ・一般県道石巻女川線の開通に伴うもの (石巻地区)	6路線	△902.66
	計	6路線	△902.66

令和4年石巻市議会第2回定例会追加提出議案一覧

1 条例議案（1件）

（1）第108号議案 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

<改正理由>

本年度から校舎等の長寿命化改修工事を実施する石巻中学校について、工事期間中に隣接する旧門脇中学校の校舎等を仮校舎等として使用するため、準備を進めてきましたが、計画どおり進める見通しがたったことから、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

制定附則

本条例の施行期日を規定した制定附則に見出しと項番号を付し、旧門脇中学校校舎等を仮校舎等として利用する予定である本年8月26日から令和6年3月31日までの間、石巻中学校の位置を「石巻市泉町四丁目7番12号」とすることを追加するものです。

現在の位置	石巻市泉町四丁目7番15号
変更後の位置	石巻市泉町四丁目7番12号

附則

施行期日を公布の日からとするものです。

2 条例外議案（1件）

（1）第109号議案 固定資産評価員を選任するにつき同意を求めることについて

<理由>

石巻市固定資産評価員に選任していた資産税課長 馬場 貴 司 が本年4月1日付けで配置換えとなったことに伴い、その後任者について慎重に選考してまいりましたが、資産税課長 新田 淳 を適任者と認め、新たに選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

令和4年石巻市議会第2回定例会追加提出議案一覧

1 予算議案（1件）

（1）第110号議案 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第4号）

石巻市の令和4年度 6月追加補正予算の概要

1 一般会計補正予算

（単位：千円）

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
一般会計	77,716,706	11,889	77,728,595

2 主な内容

今回の補正予算は、国との「部分林設定契約」に基づき収入した分収金のうち、部分林組合との「部分林造成契約」に基づき支払いを要する造林分収金を措置したものの。

【歳入】

区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
国庫支出金	11,248,534	0	11,248,534
県支出金	4,785,988	0	4,785,988
分担金及び負担金	543,288	0	543,288
使用料及び手数料	1,337,384	0	1,337,384
財産収入	111,117	0	111,117
寄附金	22,265	0	22,265
繰入金	4,095,924	0	4,095,924
諸収入	1,898,827	0	1,898,827
市債	6,396,400	0	6,396,400
一般財源	47,276,979	11,889	47,288,868
計	77,716,706	11,889	77,728,595

《一般財源内訳》

（単位：千円）

[今回補正額]	11,889
財政調整基金繰入金	11,889
[現計予算額]	47,276,979
市税	18,844,277
地方譲与税	754,321
各種交付金	3,825,700
地方交付税	18,958,200
使用料及び手数料	211,613
県支出金	537
財産収入	93,417
寄附金	798
繰入金	3,419,811
繰越金	1
諸収入	21,604
市債	1,146,700

● 18款 繰入金

（1）財政調整基金繰入金 11,889

千円 事項別
ページ

11,889 4

【歳出】

● 6款 農林水産業費

（1）林業振興費

・ 部分林組合との「部分林造成契約」に基づき支払いを要する造林分収金

造林分収金 11,889 （契約の相手方：[北上] 相川部分林組合）

11,889 6